

ご執筆者から

行政法

立命館大学教授
田中良弘
TANAKA Yoshihiro



行政法は生活と密接に関連していてとても面白い科目ですが、他の法律科目と比べてわかりにくいと言われることも少なくありません。

行政法においても、答案作成にあたり法的三段論法(①規範の定立→②事実のあてはめ→③結論)に従って論述する点は他の科目と同じですが、採点をしていると、上記①～③のどこを論じているのを見失っている答案をよく見かけます。行政法の事例問題には、見たこともない個別法の条文や、どのように評価してよいか判断が難しい事実関係が出てくることが、学生の皆さんを混乱させてしまうのかもしれない。

そこで、本演習では、行政法の答案の書き方を身に付けるため、第1回で個別法の仕組みの理解の方法について、第2回において事実のあてはめの手法について、それぞれ事例問題を用いて説明し、その後の10回で、行政法の重要論点について、同じく事例問題を用いて解説する予定です。

本演習を通じて、学生の皆さんに行政法の面白さを少しでもお伝えすることができれば幸いです。

憲法

学習院大学教授
尾形 健
OGATA Takeshi



私が学部生の頃、憲法を学ぶことは好きだったので、成績は悪い方でした。なんとか大学を卒業できたのも、必修だった憲法の担当教授が定年退職されるので、その「お情け」で単位が出たから、というほどです。縁あって大学で教える身となり、法学部1年次生から法科大学院生・大学院法学研究科学生まで、様々な学生と接する機会を得ましたが、「憲法って、やっぱりよくわかんないです……」という声をよく聞きます。規定も抽象的で、また「高尚」とも思える概念が飛び交う憲法は、身近に感じるということが難しいところもその原因かなと思います。

ただ、多様性の尊重や安全保障をめぐる諸問題など、公正な社会のあり方や国の基本に関わる論点が噴出している今日、憲法を学ぶことの意味は、ことのほか大きいものと思っています。この連載では、普段授業や定期試験で使用する教材などをもとに、憲法について、みなさんと一緒に考えていけたらと思っています。まず、最初の数回で憲法事例問題を考える際のポイントを確認し、その後、具体的論点を取り上げます。

民法

北海道大学教授
林 誠司
HAYASHI Seiji



民法について読者の皆さんが教科書などで目にする法理論は、常に具体的な事案をもとに説明されているとは限らず、抽象的な説明で終わっていることもあります。本演習は、教科書などで目にする法理論が、実際にどのような場面で、どのようにして用いられ、どのような意味を持っているのかを、できるだけ具体的に学んでもらうことをねらいとしています。皆さんには、問題文に示されている具体的事実の中から法的に検討すべき点(いわゆる論点)がどこにあるかを見つけ出す力を養うため、設問を読んでから「POINT」や「解説」を読む前に、箇条書き程度のもので構いませんので、どのような解答をすべきかを示す答案構成を作ってみることをお勧めします。もちろん、答案そのものを作ってみるとなお良いことは、言うまでもありません。さらに、「ステップアップ」の問題にも挑戦してみてください。

これから1年間よろしくお願いします。

商法

慶應義塾大学教授
柳 明昌
YANAGI Akimasa



読者の皆さんは、「事例演習」にどのようなイメージをお持ちでしょうか。数学の定理・公式をたくさん学び、それを使いこなせるまでボタン練習を積むという感じでしょうか。法律学も条文（意義・趣旨）、規範定立、事実へのあてはめという演繹思考ですから作業は似ています。でも、ある条文が目前の事象に関係することをどうやって判断するのでしょうか。また条文の意味（ルール）が一義的に明確であるなら、なぜ判例が重要なのでしょうか。

ある程度学習の進んだ読者の方であれば、多様な事案を分析する作業からルールの輪郭が浮かび上がってくる（帰納的思考）という経験をお持ちではないかと思えます。条文を読んだとき、そのルールが適用されるのはどのような場合か、典型事例から限界事例まで具体的に思い描けるようになればしめたものです。似て非なるものを再認識するような比較・横断的な思考へと誘われる、そんな設問作成、演習の場を目指したいと考えています。

刑法

名古屋大学教授
古川伸彦
FURUKAWA Nobuhiko



刑法に限らず、法学の講義においては、判例の重要性が強調されるであろう。それはなぜか。最高裁の見解が実務における権威だからだろうか。もちろんそういう側面もあるし、法律実務家を目指す者にとっては、判例に従って事案を処理する能力を身に付けることは必須だとも言える。しかし、法学部で学ぶことは、そうした実務スキルだけではない。むしろ多くの学生にとっては、そのスキルは、将来的に必ずしも有用ではない。ある判例が重要だと言われるとき、その背景には、当該裁判の過程であらわれた重要な争点がある。刑事事件について言えば、検察官の主張と弁護人の主張の対立がある。それを理論的に分析したものが「論点」である。本演習は、おそらく誰もが知っている（少なくとも聞いたことがある）判例を題材に、その裁判において争点が形成されてゆく様子を誌上で再現し、当該事実関係の下で、何が、なぜ、重要な「論点」なのかを考える場を提供したい。「正解」を気にする必要はない。主張の対立に耳を傾け、それを落着させる道を探る力こそ、法学部の学生の強みになる。

民事訴訟法

中央大学教授
秦 公正
HATA Kimimasa



今年度、この伝統ある「演習」のコーナーを担当することになりました。秦 公正と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最近見たロースクールを舞台としたドラマで「成績はいつも最下位で、暗記がとにかく苦手。ただ、深く考えることだけは得意。そして、ある時期から急激に成績が伸び始めた・・・」という教員のセリフがありました。このうち「ある時期から急激に成績が伸び始めた」という部分は、これまでの経験上、「民事訴訟法」にとくにあてはまると感じています。

民事裁判の概念や制度は、普段抱かれるイメージとは異なり、実にとつぎにくい、複雑・詳細かつ難解なものです。したがって、民事訴訟法を支配するには、十分に時間をかけ、数多くの事例に接することが必要で、それを自分の頭で「深く考え」、くりかえし「自分の言葉で」文章にすることが重要です。

本「演習」がそのための一助となり、皆さんの学修に役立つことを心から願っています。

刑事訴訟法

一橋大学教授
緑 大輔
MIDORI Daisuke



この1年間の演習では、「判例を基礎として、弁護人や検察官がどのような主張をできるか」という設問を可能な範囲で組み込みたいと考えています。法曹のマジョリティは当事者法曹たる検察官や弁護人として刑事手続に関わります。そのため、刑事訴訟法の分野でも当事者視点での設問による演習の試みが広がれば良いと思っているのが、この形式を重視する理由の1つです。また、訴訟当事者の視点から判例を読むと、自分の求める結論を意識した上で、どのような事実がなぜ重要なのかを意識しつつ判例の事案と設例の事実を対比して読む姿勢が徹底され、判例の射程について複眼的に考える意識を涵養できる、と思うからです。

研究や実務の現場で検討する際には、より多くの裁判例と対比して精度を引き上げるべきだと思いますが、まずは設例と基本的な判例を対比することを通じて、読者の方々が、複眼的な視点で判例を読むという姿勢を意識できるようになれば、嬉しく思います。